

設 計	検 了	係 長	課長補佐	課 長	副部長	部 長

令和 8 年度

十津地区水路現況評価委託業務

見積参考資料

・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な業務費の見積りのための一資料であり、委託契約を拘束するものではない。
・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて業務委託契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

業 務 場 所	高知市 十津二丁目外
業 務 日 数	150 日間
着 手	令 和 年 月 日
完 了	令 和 年 月 日

河川水路課

設 計 金 額 円 (消費税及び地方消費税込み金額)		業務委託理由 本業務は、十津地区内に存する水路の機能調査及び評価を行い、管理上の課題及び対策案の検討を行うものである。 業務の概要 測量業務 現地測量 一式 設計業務 設計協議 一式 十津地区水路現況調査及び評価 一式
内	業務価格 円	
訳	消費税及び地方消費税相当額 円	
委託業務対象金額 円 消費税及び地方消費税相当額抜きの委託業務対象金額 円		
摘 要		

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量設計費					
測量業務					
現地測量					
現地測量					明細表 第1号
	式	1			
電子成果品作成費					
	式	1			
直接業務費					
旅費交通費率分					
	式	1			
諸経費					
	式	1			
測量業務価格					

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計業務					
設計協議					
設計協議	式	1			明細表 第2号
大畑排水機場遊水地現況調査及び評価	式	1			明細表 第3号
直接経費					
旅費交通費率分	式	1			
電子成果品作成費	式	1			
直接原価					
その他原価	式	1			
業務原価計					

明細表 第 3号

大畑排水機場遊水地現況調査及び評価

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
計画準備					単価表 第 6 号
	業務	1			
資料収集整理					単価表 第 7 号
	業務	1			
現地調査					単価表 第 8 号
	業務	1			
現況評価					単価表 第 9 号
	式	1			
照査					単価表 第 13 号
	業務	1			
報告書作成					単価表 第 14 号
	業務	1			
1 式 当り					

単価表 第 1号

4級基準点測量(木杭)

単価表

(35)

金額：

内容：耕地，平地，伐採なし

1 点 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師	人	1			[1][2] 人件費 $1.0 \times (1 + \text{変化率})$
測量技師	人	8			[1][2] 人件費 $8.0 \times (1 + \text{変化率})$
測量技師補	人	8			[1][2] 人件費 $8.0 \times (1 + \text{変化率})$
測量助手	人	8			[1][2] 人件費 $8.0 \times (1 + \text{変化率})$
機械経費 3 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			[2]
通信運搬費等 2.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
材料費 2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
精度管理費 9 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
	(	35	点 当り		)
	(	1	点 当り		)

単価表 第 2号

作業計画

単価表

(1)

金額：

内容：耕地，平地，縮尺=1/500

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師	人	0.2			人件費 $0.2 \times (1 + \text{変化率})$
測量技師	人	0.3			人件費 $0.3 \times (1 + \text{変化率})$
測量技師補	人	0.3			人件費 $0.3 \times (1 + \text{変化率})$
	(	1	業務 当り		)
*** 施工条件 *** 地域による分類 : 耕地 地形による分類 : 平地					
縮尺による分類 : 縮尺=1/500 作業地域の重複 : 作業地域が1つ					

単価表 第 3号

現地測量

単価表

(1)

金額：

内容：耕地，平地，縮尺=1/500，A=0.0018 km2

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師	人	0.087			[1][2] 人件費 $0.3 \times \text{補正係数} \times (1 + \text{変化率})$
測量技師	人	2.668			[1][2] 人件費 $9.2 \times \text{補正係数} \times (1 + \text{変化率})$
測量技師補	人	5.046			[1][2] 人件費 $17.4 \times \text{補正係数} \times (1 + \text{変化率})$
測量助手	人	2.378			[1][2] 人件費 $8.2 \times \text{補正係数} \times (1 + \text{変化率})$
機械経費 6 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			[2]
通信運搬費等 0.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
材料費 2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
精度管理費 5 % 対象額は摘要欄[2]の計	式	1			
	(	1	業務 当り		)
*** 施工条件 *** 地域による分類 : 耕地 地形による分類 : 平地					

単価表 第 4号

横断測量

単価表

(1)

金額：

内容：耕地，平地，測点間隔20m，幅45m未満，0～1,000台未満/12時間，換算曲線数0

1 km 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量技師	人	8.24			[1] 人件費 $10.3 \times (1 + \text{変化率})$
測量技師補	人	8.48			[1] 人件費 $10.6 \times (1 + \text{変化率})$
測量助手	人	5.44			[1] 人件費 $6.8 \times (1 + \text{変化率})$
機械経費 2.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
材料費 2.5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	km 当り		)
*** 施工条件 *** 地域による分類 : 耕地 地形による分類 : 平地					
測点間隔 : 測点間隔20m 測量幅 : 幅45m未満 交通量の現地条件 : 0～1,000台未満/12時間					
単曲線換算曲線数 : 換算曲線数0 作業地域の重複 : 作業地域が1つ					

単価表 第 5号

打合せ

単価表

(1)

金額：

内容：中間打合せ:2 回

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	2			人件費
技師(A)	人	2			人件費
技師(B)	人	2			人件費
	(	1	業務 当り		)
*** 施工条件 *** 中間打合せ回数 : 中間打合せ:2 回					

単価表 第 10号

氾濫シミュレーション

単価表

(1)

金額：

内容：

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	1			人件費
技師(A)	人	1.5			人件費
技師(B)	人	1.5			人件費
技師(C)	人	1.5			人件費
技術員	人	3			人件費
	(	1	業務 当り		)

単価表 第 12号

対策案の効果検証

単価表

(1)

金額：

内容：

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	0.5			人件費
技師(A)	人	1			人件費
技師(B)	人	1.5			人件費
技師(C)	人	1.5			人件費
	(	1	業務 当り		)

諸 経 費 計 算 情 報

単価適用年月日	令和 8年 9月 1日
単価適用地区	高知土木事務所 1 地区(南部地区)
■測量業務	
業務委託料の積算	建設コンサルタントに委託する場合
電子成果品作成費	計上する
安全費地域	計上しない
安全費率	0.00
旅費交通費の率計上有無	計上する
業務区分	測量業務
まるめ区分	万円まるめ（業務価格100万円以上）
■設計業務	
業務委託料の積算	建設コンサルタントに委託する場合
電子成果品作成費	計上する
設計書の種類	その他

特 記 仕 様 書

第 1 条 共通仕様書の適用について

- 1 本業務は、「高知県測量業務共通仕様書」及び「高知県土木設計等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

第 2 条 個人情報の保護について

- 1 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- 2 受注者は、業務の履行に当たって作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況(以下「管理体制等」という。)について、定期及び随時に点検を実施し監督職員に報告すること。また、監督職員は管理体制等について検査を行うものとし、受注者はその検査に先立ち高知市個人情報取扱委託業務に関する個人情報取扱状況報告書(様式第 1 号)又は個人情報の取扱状況等を報告する書面(以下「取扱状況報告書」という。)を監督職員に提出すること。

第 3 条 測量業務

遊水地の規模(面積、水路断面、深さ)を現地測量により把握する。また、現況地盤と排水施設(排水機場の吸水管や吐出管、県管理放流管の敷高、排水先及び遊水地)の関係性を把握するために横断測量を実施する。

第 4 条 設計業務

- 1 打合せ協議
打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ 2 回、成果品納入時の 4 回を基本とし、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。
- 2 大畑排水機場遊水地現況調査及び評価
(1) 計画準備
本業務の目的を十分に理解し、業務を円滑に進めることを目的として業務全体の作業方針を立案し、具体的な業務計画書を作成する。
(2) 資料収集整理
本業務の実施にあたって必要となる既往検討資料及び関連資料を収集・整理する。

(3) 現地調査

当該施設の排水区域を確定するため現地調査(A=14haを想定)を実施する。
また、流域内の土地利用状況や遊水地内の現況施設の状況について確認を行い、検討に必要な基礎情報を把握する。

(4) 現況評価

① 氾濫シミュレーション

簡易な水理モデルを構築し、氾濫シミュレーションを実施する。既往資料及び現地調査の結果をもとに適切な流出係数及び評価用の対象降雨を設定し、流出条件を整理する。排水区域から遊水地へ流入するピーク流量及び総流出量を算出し、現況の遊水地の貯留効果と排水機場の排水能力を考慮した水位を示すものとする。

② 施設評価

氾濫シミュレーション結果をもとに、現況施設の評価を行い、課題を抽出する。

③ 対策案の効果検証

上記の課題に対して必要となる対策案について検討を行い、対策実施後の氾濫解析による効果検証を行う。

(5) 照査

検証計算の解析条件や解析結果、評価の妥当性及び成果品の内容等について照査を行う。

(6) 報告書作成

業務の目的を踏まえ、検討の各段階で作成された成果をとりまとめ、報告書を作成する。

第 5 条 管理技術者・照査技術者

- 1 次の要件のいずれかを満たす者を管理技術者及び照査技術者として配置すること。
(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)による技術士とし、技術部門を建設部門もしくは総合技術監理部門において、「河川、砂防及び海岸・海洋」に登録がある者。
(2) 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が備える「R C C M登録簿」に登録があり、登録部門が「河川、砂防及び海岸・海洋」の者。
(3) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第 3 条第 1 号ロの規定により、登録部門を「河川、砂防及び海岸・海洋」として大臣が認定した者。
- 2 照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。

特 記 仕 様 書

第6条 測量調査設計業務実績情報システムへの登録

- 1 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が１００万円（消費税込み）以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（ＴＥＣＲＩＳ）入力システムに基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し調査職員の確認を受けたうえ、
（１）受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、
（２）登録内容の変更時は変更があったときから、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、
（３）完了時は完了後１０日以内に、
（４）訂正時は適宜、
登録機関に登録申請しなければならない。
また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
なお、提出の期限は以下のとおりとする。
（１）受注時登録データの提出期限は、契約締結後１０日以内とする。
（２）完了時登録データの提出期限は、業務完了後１０日以内とする。
（３）なお、業務履行中に、受注時登録データに変更があった場合は、変更があった日から１０日以内に変更データを提出しなければならない。

第7条 引渡し

- 1 成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、高知市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

第8条 成果品

- 1 成果品の提出は以下のとおりとする。
（１）紙成果品 ２部（A4ファイル綴じ。設計図面はA2サイズとし、A3縮小版を提出）
（２）電子成果品 ２部（CD-R）

第9条 暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は業務妨害（以下この条において「不当介入」という。）の排除について

- 1 受注者は暴力団又は暴力団関係者から業務の遂行にあたり、不当介入を受けたときは、その旨を監督職員に報告し、所轄の警察署長に届け出なければならない。

- 2 受注者は、不当介入による被害を受けた際、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署長に被害届を提出しなければならない。
- 3 受注者は、監督職員及び所管警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。
- 4 受注者が不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。

第10条 その他

- 1 その他、疑義のある場合は、監督職員と協議するものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守し、適切に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（適正な管理）

第3 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損等の防止その他の個人情報の適切な管理のために、法その他関係法令に基づき、高知市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱（令和5年2月24日制定）に定める安全管理措置と同等の措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の措置に係る規定等を整備するとともに、管理責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務を処理するための個人情報の管理の状況に係る自己点検に関する事項等の必要な事項を定め、この契約による業務を処理するための個人情報を取り扱うまでに書面により甲に通知しなければならない。

（従事者への監督及び教育の実施）

第4 乙は、この契約による業務の処理に関し、個人情報を取り扱う従事者を明確にし、当該従事者が本特記事項を遵守するように監督するとともに、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

（取得の制限）

第5 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（取扱制限）

第6 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う権限を有する従事者及びその従事者に付与する権限を必要最小限のものとし、取り扱う権限を有しない従事者に個人情報の取扱いをさせてはならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第7 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約による業務の目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(消去等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合は、甲の指示に従い、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(複製等の制限)

第9 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の複製及び送信並びに個人情報が記録されている媒体の個人情報を取り扱う事務を実施する区域外への送付又は持ち出しをしてはならない。ただし、甲の指示又は承諾がある場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第10 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾を得た場合に限り、その取扱いを再委託先（再委託先が乙の子会社である場合を含む。）に委託することができる。再委託先が再々委託を行う場合を含み（再々委託先が再委託先の子会社である場合を含む。）、以降もまた同様とする。

(再委託先等の安全管理措置)

第11 乙は、再委託を行う場合は、再委託先に対して本特記事項における安全管理措置を講じさせなければならない。再委託先が再々委託を行う場合を含み、以降もまた同様とする。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（第9ただし書の規定により複製したものを含む。）を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは第8に規定する消去又は廃棄をするものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(点検及び実地検査等)

第13 乙は、定期に、及び甲から報告を求められた場合は随時に、乙がこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱状況及び本特記事項の遵守状況について点検を実施し、甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱状況及び本特記事項の遵守状況について、随時実地により乙に対して検査を行うことができる。

3 乙がこの契約による業務の処理を再委託する場合は、乙を通じて、又は甲により前項の検査を実施する。再委託先が再々委託を行う場合を含み、以降もまた同様とする。

4 乙は、前3項に定める点検又は実地検査の結果、甲からこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに関して改善を指示された場合は、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における対応)

第14 乙は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、本特記事項に違反した者に対し、法令又は内部規程その他関係規程に基づき厳正に対処しなければならない。

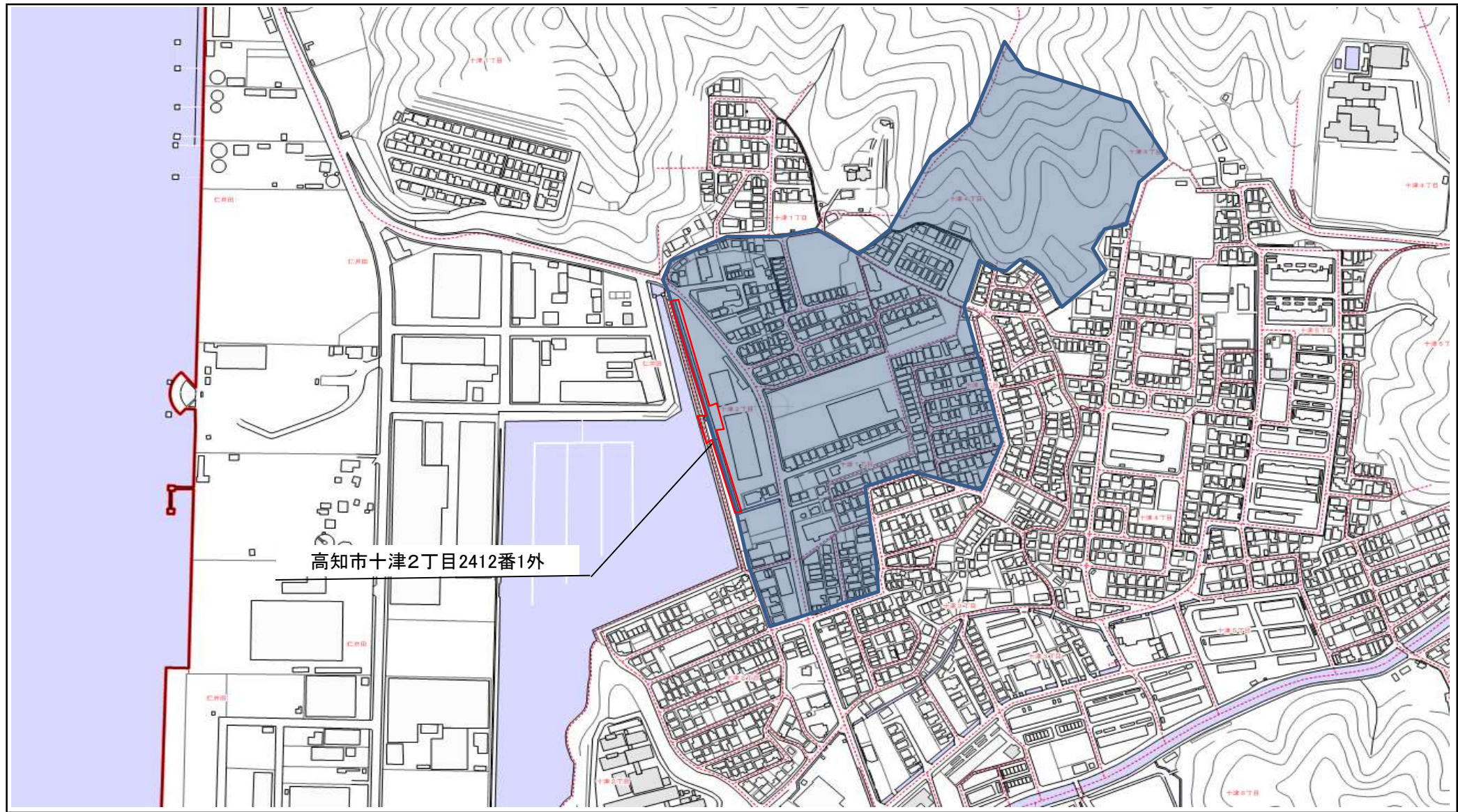
(損害賠償)

第 15 乙は、本特記事項に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第 16 甲は、乙が本特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

位置図



凡例	想定集水面積 $A \approx 14\text{ha}$		現地測量 $A \approx 1800\text{m}^2$	
----	-----------------------------------	--	------------------------------------	--